

令和5年度 さいたま市立大谷小学校いじめ防止基本方針

I はじめに

いじめは児童の心身の健全な発達に重大な影響を及ぼし、不登校や自殺などを引き起こす背景ともなる深刻な問題である。いじめの問題は、学校が一丸となって組織的に取り組むだけでなく、家庭、地域及び関係機関等の力も積極的に取り込み、社会総がかりで対峙することが必要である。本校では、小・中学校が連携し、いじめ撲滅のための取組を行っており、児童生徒が「いじめを起こさせない」をキーワードに、「きらきら言葉で ささえあう 笑顔いっぱい ニョッキーズ」をスローガンに掲げ活動を推進している。いじめの問題の解決には、児童にいじめを絶対に許さない意識と態度を育てることが肝要である。「いじめは、どの学校でも、どの学級でも、どの児童にも起こりうる」という基本認識の下、本校の全児童が、明るく楽しい学校生活を送ることができるように、いじめが起きない学校・学級をつくるため「さいたま市立大谷小学校いじめ防止基本方針」を策定した。

II 本校のいじめの問題に対する基本姿勢

- 1 いじめは絶対に許さない、見過ごさないという決意のもと、いじめ問題に対応します。
- 2 情報を抱え込まず、学校が一丸となって組織的に対応します。
- 3 いじめの早期発見、早期対応に努めます。
- 4 教職員がいじめを発見したり、相談を受けたりした場合は、速やかにいじめ対策委員会に報告し、組織的な対応をします。
- 5 いじめられている児童を最後まで守り抜きます。
- 6 いじめる児童に対して、成長支援の観点に立ち、毅然とした態度で指導します。
- 7 児童一人ひとりの自己存在感を高め、自己決定の場を与え、共感的な人間関係を育む教育活動を推進します。
- 8 児童が主体となっていじめのない学校・学級を形成するという意識を育むために、児童が発達段階に応じていじめを防止する取組が実践できるよう指導、支援します。
- 9 いじめの問題を解決するため、専門性を生かした支援や関係・専門機関との連携を図ります。
- 10 教育活動全体を通じて、特別支援教育、国際教育、人権教育の充実を図り、児童への指導を組織的に行います。

III いじめの定義（「いじめ防止対策推進法」第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。また、「けんかやふざけ合い」であっても、見えないところで被害が発生している場合もあることから、背景にある事情を確認し、児童の感じる被害性を踏まえ、いじめに該当するか否かを適正に判断する。

「いじめの解消」については、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが

「解消している」状態というのは、少なくとも次の2つの要件が満たされているものとする。

①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当期間とは、少なくとも3か月を目安とする。

②被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないことが認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

IV 組織

1 いじめ対策委員会（「いじめ防止対策推進法」第22条）

（1） 目的：学校いじめ対策組織は、学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担う。

（2） 構成員：校長、教頭、教務担当者、生徒指導主任、生徒指導部、教育相談主任、特別支援教育コーディネーター、学校運営協議会委員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、さわやか相談員
※必要に応じて、構成員以外の関係者を招集する。

（3） 開催

ア 定例会 各学期1回程度開催 学校運営協議会で2回

イ 校内委員会（生徒指導委員会と兼ねて開催 月1回第4月曜日）

ウ 臨時部会（必要に応じて、必要なメンバーを招集して開催）

（4） 内容

【未然防止】

・いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う。

【早期発見・事案対処】

・いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口となる。

・いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う。

・いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童間の人間関係に関する悩みを含む。）があった時には緊急会議を開催するなど、情報の迅速な共有、及び関係児童に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う。

・いじめの被害児童に対する支援・加害児童に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する。

【学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組】

- ・大谷小学校いじめ防止プログラムの実行・検証・修正を行う。
- ・大谷小学校いじめ防止プログラムに基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する。
- ・学校いじめ防止基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う。（PDCAサイクルの実行を含む。）

2 ニョッキーズいじめ対策委員会（児童会活動）

- (1) 目的：いじめの問題を自分たちの問題として受け止め、自分たちでできることを主体的に考え、行動するとともに、いじめを許さない集団やいじめが起きない学校を作ろうとする意識を高め、いじめの防止等の取組を推進する。
- (2) 構成員：児童代表委員（4年生以上各クラスからの代表2名）
- (3) 開催：毎月1回（代表委員会を兼ねて）
- (4) 内容
 - ア いじめ撲滅に向けた話し合いを主体的に行う。
 - イ 話し合いの結果を学校に提言する。
 - ウ 提言した取組を推進する。
 - エ いじめの未然防止に向けた児童の主体的な取組を推進するため、代表委員が集まる話し合いを開催する。
 - オ 「いじめ防止シンポジウム」を通して、小・中連携でいじめの問題について話し合う。

V いじめの未然防止【大谷小学校いじめ防止プログラムの推進】

1 道徳教育の充実

(1) 教育活動全体を通して

- 「いじめをしない、許さない」資質を育むために、あらゆる教育活動の場面において、道徳教育に資する学習の充実に努め、道徳教育推進教師を中心に、全教師の協力体制を整える。

(2) 道徳の時間を通して

- 「いじめ撲滅強化月間」（6月）に「B 主として他の人とのかかわりに関すること」の内容項目を取り上げて指導する。

2 「いじめ撲滅強化月間」（6月・11月）の取組を通して

- 実施要項に基づき、以下のすべての内容について取り組む。

- ・児童生徒啓発ポスターを活用した、いじめ撲滅に向けた学級スローガンづくり
- ・代表委員会によるいじめ撲滅を目指したキャンペーンの展開（あいさつ運動・なかよし遊び・ありがとうカード等）
- ・校長等による講話
- ・全校朝会でいじめ撲滅についての講話

- ・「いじめ防止指導事例集」等を活用した、いじめの未然防止に向けた学級担任等による指導
 - ・学校だよりやP T A広報誌による家庭や地域への広報活動
 - ・学校独自の簡易アンケートの実施
- 3 「人間関係プログラム」を通して
- (1) 「人間関係プログラム」の授業を通して
- 毎学期初めに、「構成的グループエンカウンター」等のエクササイズを実施することにより、あたたかな人間関係を醸成する。
 - 「相手が元気の出る話の聴き方、相手が元気の出ない話の聞き方」等のロールプレイを繰り返し行い、人と関わる際に必要となる力に気づき、定着を図ることで、いじめの未然防止に取り組む。
- (2) 直接体験の場や機会を通して
- 教育活動全体を通して、「人間関係プログラム」の授業の中で児童が自発的に設定した行動目標を実践する直接体験の場や機会を意図的・計画的につくり、人と関わる際に必要となる力の定着を図ることで、いじめのない集団づくりに努める。
- (3) 「人間関係プログラム」に係る調査結果を生かして
- 各学級担任を中心に児童一人ひとりの心の状況や学級の傾向を把握し、あたたかな雰囲気 of 学級づくりに生かし、いじめのない集団づくりに努める。
- 4 「いのちの支え合い」を学ぶ授業を通して
- 児童が、相談することの大切さを理解し、相談のスキル、悩みやストレスへの対処法などを身に付ける。特に、いじめは、いじめられていても本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、友達の代わりに自分が信頼できる大人に相談ができるようにする。
 - 授業の実施：1～6年生
- 5 メディアリテラシー教育を通して
- (1) 「携帯・インターネット安全教室」の実施
- 児童の情報活用能力の向上を図り、安全に正しくインターネットや携帯電話を使うことができる力を身に付けさせ、いじめの未然防止に努める。
 - 「携帯・インターネット安全教室」の実施：全学年 6月予定
 - 「インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為である」ことを、児童に理解させる。
- 6 保護者との連携を通して
- (1) いじめは絶対に許されないことについて、学校と連携して指導する。
- (2) 子どもとコミュニケーションを図り、子どもの些細な変化を見逃さないように努める。
- (3) 子どもに基本的な生活習慣を身に付けさせ、心の安定を図る。

VI いじめの早期発見（アセスメント・状況把握）

1 日頃の児童の観察

○早期発見のポイント

- ・児童のささいな変化に気付くこと。
- ・気付いた情報を共有すること。
- ・情報に基づき、速やかに対応すること。

- (1) 健康観察：一人ひとりの表情を確認しながらの呼名による朝の健康観察 等
- (2) 授業中：姿勢、表情、視線、忘れ物、教科書・ノートの落書き、隣と机が離れている 等
- (3) 休み時間：独りぼっち、「遊び」と称してからかいの様子が見られる 等
- (4) 給食：机を離して食べる、食欲がない、極端な盛り付け、当番を押し付けられる 等
- (5) 登下校指導：独りぼっち、荷物を持たせられる 等

※けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合があるため、背景にある事情の調査を行い、児童の被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

2 「心と生活のアンケート」の実施及びアンケート結果に応じた面談の実施

- (1) アンケートの実施：4月・9月・1月（年3回以上）※必要に応じて実施する。
- (2) アンケートの結果：学年・学校全体で情報共有する。
- (3) アンケート結果の活用：アンケート結果に応じて、児童と面談を行う。

学級担任により教育相談を行い、児童一人ひとりの理解に努める。

面談した児童について、記録を取り、保存する。（教育委員会から配布されている面談記録シートを活用する。）

面談した児童について、学年・学校全体で情報共有する。

3 毎月の「いじめに係る状況調査」の報告

- (1) 簡易アンケートを毎月実施し（4、9、1月は心と生活のアンケートに代える。低学年は実施する。）、いじめの早期発見に努めるとともに、毎月の「いじめに係る状況調査」に反映させる。
- (2) いじめを認知したときは、「いじめに係る対応の手引き」に基づき対応する。

4 教育相談週間（日）の実施

- (1) 教育相談日[毎月1回3日間]、教育相談週間[年2回]を設定する。
- (2) 保護者が相談を行うことができる体制づくりに努める。

○教育相談室の充実

○相談日の周知

- ・学校だより、学年だよりの活用
- ・申し込み用紙を付けた通知の配布
- ・各クラスへの相談室お知らせ掲示

5 保護者アンケートの実施

○学校評価アンケートの実施 11月（年1回）

「大谷小アンケート」を実施する。

いじめの早期発見に係る項目

- ・お子さんは、学校へ行くのが楽しいと言っている。
- ・お子さんは、友達と仲よくしている。

6 地域からの情報収集

- (1) 民生委員・主任児童委員・・・地域から寄せられるいじめやいじめの疑いがある行為について情報収集、情報提供してもらう。(9月)
- (2) 防犯ボランティア連絡協議会・・・登下校時に発見した(感じた)いじめやいじめの疑いがある行為について情報収集、情報提供してもらう。(6月、2月)
- (3) 学校運営協議会・・・保護者、地域から寄せられるいじめやいじめの疑いがある行為について情報収集、情報提供してもらう。
(6月、11月、2月)

VII いじめの対応

学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告を行わないことは、いじめ防止対策推進法第23条第1項「学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。」に違反し得ることから、学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、学校いじめ対策組織に対し当該いじめに係る情報を報告し「児童生徒の心のサポート 手引き いじめに係る対応」に基づき、学校の組織的な対応につなげなければならない。

- 校長・・・情報を収集し、組織的な対応の全体指揮を行う。
構成員を招集し、いじめ対策委員会を開催する。
- 教頭・・・情報を収集し、組織的な対応の指導を行う。
いじめ対策委員会の運営を行う。
- 教務担当者・・・情報を収集し、組織的な対応の連絡・調整を行う。
いじめ対策委員会の記録を取る。
- 担任・・・事実の確認のため、情報収集を行う。
いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。
いじめた児童に、自らの行為の責任を自覚させるための指導を行う。
- 学年主任・・・担当する児童の情報を把握できる体制づくりをする。
担当する学年の情報共有を行う。校長(教頭)に報告する。
- 生徒指導主任・・・児童の情報を把握できる体制づくりをする。
児童の情報を全教職員に共通理解を図るための体制を整備する。
校内・校外のコーディネーターとして関係者間の連絡・調整を図る。
- 教育相談主任・・・さわやか相談委員やスクールカウンセラーとの連携や調整を図る。
- 特別支援教育コーディネーター・・・問題の背景に障害が要因として考えられないか、
情報収集を行う。

- 養護教諭・・・児童の情報を収集し、児童の心と寄り添い、教職員と連携して支援を行う。
- さわやか相談員・・・児童の心と寄り添い、教職員と連携して支援を行う。
- スクールカウンセラー・・・専門的な立場から、アセスメントに基づく支援の指導助言や、児童へのカウンセリング等を行う。
- スクールソーシャルワーカー・・・情報の提供及び専門的な立場から、児童の環境に働きかけるプロセスにおける連携、仲介、調整等を行う。
- 保護者・・・家庭において、子どもの様子をしっかりと把握し、異変を感じたときは、直ちに学校と連携する。
- 地域・・・いじめを発見し、又はいじめの疑いを認めた場合には、学校等に通報又は情報の提供を行う。

Ⅷ 重大事態への対応（「いじめ防止対策推進法」第28条）

- 生命・心身に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、「いじめ防止対策推進法」「いじめの防止等のための基本的な方針」、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」「さいたま市いじめ防止対推進条例」、「さいたま市いじめ防止基本方針」、及び「いじめに係る対応の手引き」等に基づいた対応を確実に行う。
- 重大事態について
 - (ア) 「生命・心身に重大な被害が生じた疑い」
 - ・ 児童が自殺を企図した場合
 - ・ 身体に重大な傷害を負った場合
 - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ・ 精神性の疾患を発症した場合 等
 - (イ) 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合」
 - ・ 年間30日を目安とする。
 - ・ 一定期間連続して欠席している場合は、迅速に調査に着手する。
- 児童または保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、次の対応を行う。
 - (ア) いじめ対策委員会で、いじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有を行う。
 - (イ) 校長は、いじめの事実の確認を行い、結果を教育委員会に報告する。
 - (ウ) 学校は、「児童生徒の心のサポート 手引き いじめに係る対応」に則り、組織的な対応を行う。

<学校を調査主体とした場合>

- 1 学校は、直ちに教育委員会に報告する。
- 2 学校は、教育委員会の指導・支援の下、学校の下に、重大事態の調査組織（いじめ対策委員会を母体とした）を設置する。

- 3 学校は、いじめ対策委員会で、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- 4 学校は、いじめを受けた児童及びその保護者に対して、情報を適切に提供する。
- 5 学校は、調査結果を教育委員会に報告する。
- 6 学校は、調査結果を踏まえた必要な措置を行う。

＜教育委員会が調査主体となる場合＞

- 1 学校は、教育委員会の指示の下、資料の提出など、調査に協力する。

※ 教育委員会が、重大事態の調査の主体を判断

IX 研修

いじめの未然防止（「人間関係プログラム」の研修を含む）、早期発見・早期対応、インターネットを通じて行われるいじめへの対応など、教職員のいじめに対する意識や対応力を高める研修を計画的に行う。

1 職員会議

- (1) 学校いじめ防止基本方針の確認（4月）
- (2) 学校いじめ防止基本方針の修正（3月）

2 校内研修

- (1) 生徒指導・いじめに係る研修
 - 「学校いじめ防止基本方針」の改定に伴う研修（4月）
 - 生徒指導研究協議会報告（8月）
- (2) 教育相談・人権教育に係る研修
 - 児童理解研修（5月）
 - 小・中三校合同人権教育研修会（8月）

X PDCAサイクル

より実効性の高いいじめの防止等の取組を実施するため、学校基本方針が、学校の実情に即して機能しているかを、いじめ対策委員会を中心に点検し、必要に応じて見直す、というPDCAサイクルを行う。

- 1 年間の取組についての検証を行う時期（PDCAサイクルの期間）の決定
検証を行う時期：各学期末（7月、12月、3月 生徒指導委員会）
- 2 「取組評価アンケート」、いじめ対策委員会の会議、校内研修等の実施時期の決定
 - (1) 「取組評価アンケート」の実施時期：12月（学校評価と兼ねる）
 - (2) いじめ対策委員会の実施時期：各学期1回程度（IVに示した通り）
 - (3) 校内研修等の時期：通年・夏季休業中（IXに示した通り）
- 3 学校評価・教員評価の留意点（学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況）
 - 学校評価に、いじめの防止等の取組に係る目標を設定し、その達成状況を評価する。
 - 教員評価において、いじめの防止等の対策の取組状況を積極的に評価するよう促す。

※ 期日については、あくまでも予定であり、変更の場合がある。